

## 香川県生コンクリート工業組合青年部規約

### (目 的)

第1条 この青年部は、香川県生コンクリート工業組合傘下の次世代を担う若きリーダーを中心として組織し、交流と親睦を通じて相互に研鑽を積み重ね、資質の向上と経営の高度化を追究し、以って組合の健全なる発展と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第2条 青年部は、香川県生コンクリート工業組合青年部（以下「青年部」という。）と称する。

### (事務局)

第3条 事務局は、香川県生コンクリート工業組合に置く。

### (事 業)

第4条 青年部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員のためにする各種研修会、講習会の開催
- (2) 会員の経営の健全化を図るための各種情報交換及び提供
- (3) 会員相互の親睦を図るための会合の開催
- (4) 組合の振興に必要な建議、陳情並びに組合事業に対する協力
- (5) 会員の福利厚生に関する事業
- (6) 地域社会への貢献に寄与する事業
- (7) 前各号に付帯する事業

### (会員資格)

第5条 青年部の会員は、香川県生コンクリート工業組合の組合員たる事業所の経営者及び経営の重要な地位にあるもので本青年部の趣旨に賛同する者とする。

### (入 会)

第6条 青年部への入会は、前条の資格を有する者で、幹事会の承認を経て入会することができる。

### (脱 会)

第7条 会員は、あらかじめ青年部に書面による届け出をしたうえで、年度末において脱会することができる。

### (役員の数)

第8条 青年部役員の数、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 1名

#### (役員任期)

第9条 青年部役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。補充のために選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

#### (役員選任)

第10条 青年部の役員は、青年部総会において選任する。

- 2 役員は、選任時における年齢が53歳以下の者から選任する。任期途中で53歳を超えた場合であっても前条に定める任期とする。

#### (役員職務)

第11条 会長は、青年部を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- 3 幹事は、業務を執行する。
- 4 監事は会計を監査し、青年部総会にてその結果を報告する。

#### (顧問及び相談役)

第12条 会長は、執務の必要により青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は幹事会の議決を経て、会長が委嘱する。

#### (部会及び委員会)

第13条 青年部に、部会及び委員会を置くことができる。

#### (総 会)

第14条 青年部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、幹事会に諮り、会長が招集する。

#### (幹事会)

第15条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

#### (議 決)

第16条 青年部総会及び幹事会は半数以上の出席により成立し、議決はその過半数の賛成をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

なお、議長の選任については、その都度定める。

**(会 計)**

第 17 条 青年部は、その行う事業の費用に充てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

**(事業年度)**

第 18 条 青年部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

**(その他)**

第 19 条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、幹事会に諮り、会長が定める。

**付 則**

この規約は、平成 18 年 10 月 25 日から施行する。